

三種町テニス協会規約

(名称及び所在地)

第1条 このクラブの名称を「三種町テニス協会」と称し、事務局を会長の指定するところに置く。

(目的)

第2条 協会員は、真に硬式テニスを愛好し、相互の親睦を図り、技術の向上に努めると共に地域社会のスポーツ振興に寄与する。

(事業)

第3条 前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- ① 常時活動
スカルパテニスコート等においてテニス練習を行う。
- ② 初心者の基本技術の向上に関する事業
- ③ 他クラブとの交流活動
- ④ その他目的を遂行するに必要な事業

(役員)

第4条 本協会に次の役員を置く。任期は1年とし、再任を妨げない。

会長1名、副会長1名、会計1名、監事2名、事務局長1名、体協理事1名、体協評議員2名

(役員の仕事)

第5条 会長は協会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- 3 会計は、協会の会計事務を処理する。
- 4 監事は、協会の会計に関する監査を行う。
- 5 事務局長は、協会の事務を処理する。

(会議)

第6条 この協会は、次の会議を開く。

- ① 総会 毎年1回4月に通常総会を開く。又会長が必要と認めたとき臨時総会を開く。
- ② 役員会 会長が必要と認めたときは、役員会を開く。

(総会の議決事項)

第7条 総会は、次の事項を決定する。

- ① 事業報告・事業計画、収支決算・収支予算の審議
- ② 役員改選・規約改正
- ③ その他必要事項

(総会の議決)

第8条 総会の議事は出席者の過半数により議決する。但し可否同数の場合は議長が決する。

(経費)

第9条 協会の経費は会員の会費及びその他の収入を持ってこれにあてる。

(帳 簿)

第10条 本協会に、次の帳簿を備え付ける。

- ① 会員名簿、会員連絡網
- ② 会計簿
- ③ 会則綴り

(入会、脱退等)

第11条

- ① 入会は、口頭にて会長に申し込むこと。
- ② 脱会は、本人の意志を会長に伝えること。納入済みの会費は返金しない。
- ③ 6ヶ月間、何の連絡も取れない場合、会長は役員と協議し会員名簿から抹消することができる。

(施行規定)

第12条 この規約の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(雑 則)

第13条

- ① 用具については、個人で準備する。但し、共通用具については、協会で準備する。
- ② 練習への往復の交通責任は本人が持つ。
- ③ 会員は、傷害保険に加入することが望ましい。(会費外で自己負担とする。)
- ④ 活動中の事故等は、会及び指導者に一切の責任がない。
- ⑤ 協会活動に於いて、政治的・宗教的活動を禁止する。
- ⑥ コート整備・清掃等は、全員で責任を持つこと。

(会計年度)

第14条 4月1日より翌年3月31日までとする。

附則 この会則は、平成15年4月1日より施行する。

附則 平成19年4月1日よりクラブの名称を琴丘テニスクラブから三種町テニス協会に改める。

三種町テニス協会規約第12条により、協会の会費等については下記のとおりとする。

- 1, 年会費は5,000円とする。(ただし、同居家族及び学生は2,000円)
- 2, 中途入会者の会費は次のとおりとする。

6月までの入会者	5,000円
7月入会者	4,000円
8月以降の入会者	3,000円
- 3, ビジター(会員以外の参加者)の場合は1回300円を徴収する。
- 4, 活動場所については、役員が協議の上決定する。
(原則:火、金、土、日、祝日)
- 5, 会員資格は原則三種町民とするが、役員が認めた者で硬式テニスを愛好し、相互の親睦を図ることができる者は会員とする。

平成27年4月1日改訂 第4条に体協理事1名、体協評議員2名を加える。